

平成 23 年 2 月 25 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長 高橋 俊之 殿

社団法人日本社会福祉士会	会長	山村 瞳
社団法人日本精神保健福祉士協会	会長	竹中 秀彦
社団法人日本医療社会事業協会	会長	笹岡 貞弓
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会	会長	鈴木 五郎
社団法人日本社会福祉士養成校協会	会長	白澤 政和
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会	会長	谷中 輝雄
社団法人日本社会福祉教育学校連盟	会長	高橋 重宏

## 児童養護施設等の配置基準に関する要望書

今般、新たに設置された「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」（以下、「検討委員会」）において、児童養護施設等のあり方についてご審議いただいていることに感謝申し上げます。この件に関して、現場から見た子どもの生活支援の視点から、ぜひ実現したい事項として、下記の事項を要望いたします。

記

### 1. 児童養護施設等の最低基準の見直しを確実に推進すること

児童養護施設等は子どもが生活する場です。施設であってもより家庭的な環境をつくることが必要なことは言うまでもありません。そこで、第2回検討委員会で示された当面の見直し案の最低基準の改正を速やかに施行するとともに、児童養護施設等の現場の声を重視して本来必要な最低基準に向けた予算化の早期実現を要望します。

### 2. 児童養護施設等の職員として社会福祉士及び精神保健福祉士を必置とすること

#### （1）児童指導員の資格要件に社会福祉士及び精神保健福祉士を位置づけること

入所している子どもの多くは、虐待を受けていたり心身に障害を持っています（児童養護施設に入所している子どもの被虐待体験は 50%以上、障害等のある児童は 23%）。そのため職員にはケアワークだけではなく、子どもの自立を支援するために子どものアセスメントや生活環境の調整などを行うソーシャルワークが必要です。そこで資格要件の一つに社会福祉士及び精神保健福祉士を加えることを要望します。

#### （2）家庭支援専門相談員の資格要件に社会福祉士及び精神保健福祉士を位置づけること

第2回検討委員会の見直し案で示された家庭支援専門相談員を最低基準で義務設置化において要件を明確にすることを要望します。家庭支援専門相談員の役割は早期の家庭復帰や里親委託の支援を専門に担当する職員と位置づけられていることから、その機能を十分に発揮するためには家族のアセスメントや地域連携といったソーシャルワークが必要です。そこで、資格要件を「社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワーカー」とすることを要望します。

以上